

和歌山市監査委員公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づき、平成30年4月25日付けで提出された「住民監査請求書」に係る監査の結果は、次のとおりであるので、同条第4項の規定により公表する。

平成30年6月1日

和歌山市監査委員 伊藤 隆 通  
同 上 森 田 昌 伸

第1 監査の請求

1 請求の趣旨

住民監査請求書及び事実証明書の記載事項による本件請求の要旨は次のとおりである。

(1) 請求の対象となる執行機関又は職員

和歌山市長（以下「市長」という。）

(2) 請求の対象となる財務会計上の行為又は怠る事実

A議員及びB議員（以下「両議員」という。）は、平成29年10月27日に岐阜県大垣市へ会派視察（以下「本件視察」という。）を行う際、同月23日に、議会事務局議事調査課職員Cを通じて、和歌山市（以下「市」という。）に対して、特別車両を利用することなく、普通車両の指定席を利用する旨意思を表明したところ、市から両議員に対して、和歌山市職員等旅費支給条例（昭和28年条例第14号。以下「職員旅費条例」という。）第13条により特別車両料金を含めた金額が定額支給とされていることのみを理由として、普通車両料金を超えた特別車両料金が支払われた。

そして、両議員は、実際に特別車両を利用することなく、普通車両の指定席を利用して、本件視察を行った。

両議員は、本件視察後に、市に対して、本件視察に際して、特別車両を利用することなく、普通車両の指定席を利用したことから、両車両の運賃の差額について、返還を申し出ようとしたところ、当該返還行為は、公職選挙法に規定する寄附行為に該当するとして、拒否された。

このように、市は、①両議員から本件視察に際して予め特別車両を利用することがないとの申出を受けていたにもかかわらず、特別車両料金を定額支給した。また、その後、市は、②両議員に対して、実際に利用した普通車両の指定席の料金と特別車両料金の差額である一人当たり6,500円（両議員について合計1万3,000円）について返還を求める措置などを行わず、また、③両議員から当該金員の返還の申出を拒絶するなどした。これら、市の①②③の行為は、請求の対象となる財務会計上の行為及び怠る事実等に該当する。

(3) 違法若しくは不当とする理由

上記のとおり、両議員は、本件視察を行うに当たり、市に対して、事前に特別車両を利用しない旨申出をし、実際にも特別車両を利用することがなかったにも

かかわらず、特別車両料金も含めた定額支給がなされたところ、岐阜地方裁判所平成27年1月8日判決によると、「議員らが事前に特別車両の利用の必要性がないと自ら判断し、特別車両を利用しない旨の申出をしている場合にも、定額支給方式であるからといって特別車両料金を支給する必要性は乏しいといわざるを得ないし、このような場合にまで特別車両料金を支給することは、公務遂行に必要であった実費を弁償するという費用の弁償の趣旨からも著しく逸脱するものである」とした上で、「特別車両料金規定は、議員らが事前に特別車両を利用しない旨の申出をし、実際に特別車両を利用しなかった場合を除き、定額支給をすることを定めている規定であると限定的に解釈運用すべき」であるとして、「議員らが事前に特別車両を利用しない旨の申出をし、実際に特別車両を利用しなかった場合についてまで定額支給をすることは、合理性を著しく欠く」ものであり、「議員らが事前に特別車両を利用しない旨の申出をし、実際に特別車両を利用しなかった場合についてまで、特別車両の料金を定額支給した場合には、当該支給は違法に支給されたものとなり、当該議員等は、普通車両の指定席料と特別車両料金との差額を不当に利得したことになる」とされている。

そのため、市による両議員に対して、特別車両料金も含めた定額支給をした行為は違法に支給されたものであり、両議員は普通車両の指定席料金と特別車両料金との差額を不当に利得したことになる。

また、同判決は、「公務に要する費用の弁償は本来的には実費によるべきであり、定額支給方式を採る場合であっても、事務負担等も考慮した上で、できる限り実費に近い形となることが望ましいといふべき」であり、「特別車両料金が旅費の中でも相当程度の割合を占めていることを考慮すると、現状における特別車両の利用状況や原告らが主張するような社会情勢の変化等の様々な事情を踏まえ、特別車両料金の支給のあり方について、今後、大垣市の議会においてより合理的な取扱いを採ることができないか議論されることが望ましい」と判断している。そのため、本件支給の違法性についてはさておくとしても、一律に特別車両料金も含めた定額支給をする規定については、できる限り実費に近い支払いがなされるよう条例を改正すべきである。

#### (4) 市に生じている損害

両議員が実際に利用した普通車両の指定席料金と支給された特別車両料金との差額の合計1万3,000円

#### (5) 求める必要な措置

監査委員は市長に対して、次の措置を講ずるよう求める。

市による両議員に対する実際に利用した普通車両の指定席料金と支給された特別車両料金との差額についての不当利得返還請求、実費支給又は特別車両料金の選択制にするなど市議会に対して条例改正の提案を行う等の現状の規定について見直しをするといった措置をとること。

## 2 事実証明書

### (1) 一般行政視察日程表

- (2) 費用弁償を支給する際に使用した現金封筒 (写)
- (3) J R乗車券及びグリーン券のキャンセル料領収証 (写)
- (4) J R乗車券類の領収書 (写)

### 3 要件審査

本件請求は、市が両議員から平成29年10月27日の本件視察に際して、事前に特別車両を利用することがない旨の申出を受けていたにもかかわらず、特別車両料金を定額支給したことが違法な支出であり、本件視察後において両議員に対し実際に利用した普通車両の指定席料金と特別車両料金の差額である一人当たり6,500円について返還を求める措置を行わなかったこと及び両議員からの返還の申出を拒絶するなどしたことは、不当利得の返還請求権の行使を怠っており、それにより市が損害を被っていることから、市長の両議員に対する当該不当利得の返還請求を求めるものであると解し、法第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているものと認め、平成30年5月16日に監査の実施を決定した。

また、実費支給又は特別車両料金の選択制にするなど市議会に対して条例改正の提案を行う等の現状の規定について見直しをすることについては、同条第1項に規定する要件に該当せず、その前提を欠くといわざるを得ないことから監査対象とはしない。

## 第2 監査委員の除斥

本件請求は、市議会議員に対する費用弁償の支給に関するものであることから、市議会議員から選任された監査委員は、法第199条の2の規定に基づき、除斥とした。

## 第3 監査の実施

### 1 監査の対象事項

次に掲げる点を監査の対象事項とした。

- (1) 市が本件視察に際して支出した費用弁償のうち特別車両料金について、事前に両議員から特別車両を利用しない旨の申出を受けていたにもかかわらず定額支給したことが違法若しくは不当な公金の支出に当たるのか否か。
- (2) 実際に利用した普通車両の指定席料金と特別車両料金の差額について、市が返還を求める措置を行わなかったこと及び返還の申出を拒絶したことが違法若しくは不当に公金の徴収を怠る事実にあたるのか否か。

### 2 監査の対象部局

総務局 総務部 人事課

議会事務局 議会総務課、議事調査課

### 3 請求人による証拠の提出及び陳述

#### (1) 請求人による証拠の提出

請求人から市長宛て本件視察に係る旅費として受領した特別車両料金と実際に使用した旅費との差額6,500円を市に返還する旨の申出をする通知書及び市

長から請求人宛て当該申出を受ける理由がない旨の回答書

(2) 請求人による陳述

請求人に陳述を行う意思がない旨を確認したため行わなかった。

4 弁明書の提出

平成30年5月22日に市長から本件請求に対する弁明書が提出された。なお、弁明書の提出に当たっては、証拠資料として次に掲げる書類が併せて提出された。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (2) 和歌山市議会議員の議員報酬等に関する条例（平成20年条例第58号）
- (3) 和歌山市職員等旅費支給条例（昭和28年条例第14号）
- (4) 公務員旅費取扱の手引
- (5) 旅費法詳解 第8次改訂版
- (6) 最高裁判所平成2年（行ツ）第91号

第4 監査の結果

本件請求については、平成29年11月21日付けで別人から提出された両議員に対する不当利得返還請求、実費支給又は特別車両料金の選択制にするなど市議会に対して条例改正の提案を行う等の措置を求める住民監査請求と同一の内容と認められる。

当該請求に係る監査結果は、同年12月28日付け和歌山市監査委員公表第7号で公表しており、実費支給又は特別車両料金の選択制にするなど市議会に対して条例改正の提案を行う等の措置をとることについては、住民監査請求の法定要件に該当しないため却下し、その余については違法若しくは不当な公金の支出又は違法若しくは不当に公金の徴収を怠る事実にあたるとはいえず、請求に理由がないものと認めこれを棄却している。

なお、住民監査請求は「同一事件について二箇以上の請求がなされた場合でも、請求者が異なる以上一事不再理の適用はないが、一箇の請求について行った監査の結果に基づいて、請求に係る事実がないと認めるときは、他の請求について改めて監査を行うことなく、その旨を請求者に通知すれば足りる。」とされている（昭和34年3月19日行政実例）。

よって、本件請求に対する監査の結果については、前述の和歌山市監査委員公表第7号により了知されたい。